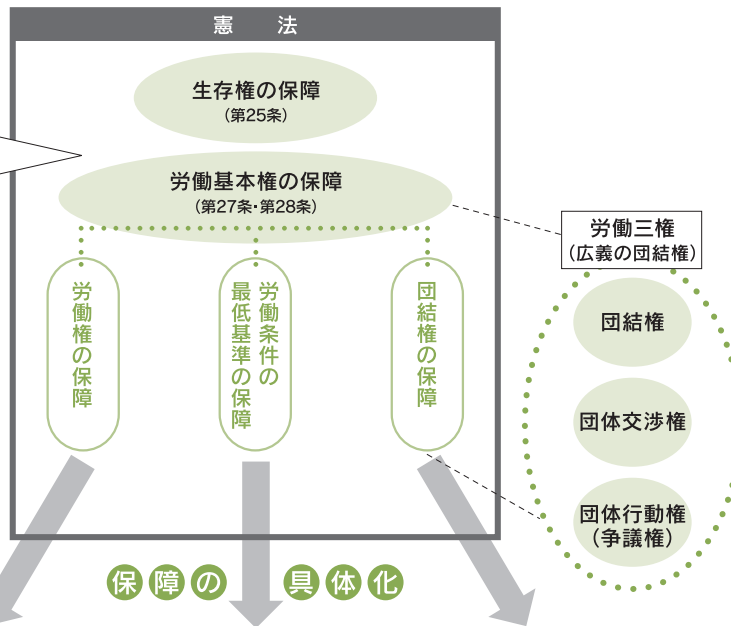


1 労働法のあらまし

憲法

第27条
すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負う。
①賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
②児童は、これを酷使してはならない。

第28条
勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。



保障の具体化

労働法

雇用保障法

- 高齢者雇用安定法
- 雇用保険法
- 障害者雇用促進法
- 職業安定法
- 職業能力開発促進法
- 労働施策総合推進法 など

労働保護法 (個別的労働関係)

- **労働基準法**
- 育児・介護休業法
- 家内労働法
- 最低賃金法
- 男女雇用機会均等法
- パートタイム・有期雇用労働法
- 労働安全衛生法
- 労働契約法
- 労災保険法
- 労働者派遣法 など

労使関係法 (集团的労働関係)

- **労働関係調整法**
- **労働組合法** など

※ **労働基準法** は、「労働三法」と言われ、労働法の中心的な法律です。

労働法とは

労働法とは、労働者（雇われて働いている人）に適用されるすべての法律の総称で、憲法による労働基本権の保障を具体化するため、いろいろな法律が定められています。

法律名の略語表 (五十音順)

育児・介護休業法 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律	高齢者雇用安定法 高齢者等の雇用の安定等に関する法律
個別労働関係紛争解決促進法 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律	障害者雇用促進法 障害者の雇用の促進等に関する法律
男女雇用機会均等法 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律	パートタイム・有期雇用労働法 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律
労災保険法 労働者災害補償保険法	労働者派遣法 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律
	労働施策総合推進法 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律

